

みどり
水土里ネット

No.60

広報

はとまがわ

R6. 4. 1 現在

地区面積 55,617,470㎡

組合員数 2,896名



令和6年4月10日撮影

栗駒山の積雪

「駒ノ湯観測所」の最深積雪は過去2番目の少なさ…今後の融雪によるダム流入量が例年並みに見込めない状況です。節水に御協力をお願いいたします。

R6. 4. 1発行 迫川沿岸土地改良区総務課
TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784
E-mail hasama.r@s5.midorinet.ne.jp
URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

右側のQRコードから改良区のホームページへアクセスできます。お知らせの確認や各種申請書をダウンロードすることができますのでご活用ください。



令和6年 通常総代会開催

提出12議案 全件原案可決

去る三月八日登米市南方農村環境改善センターに於いて、令和六年通常総代会が総代総数七十九名中六十九名の出席を得て開催され、始めに星理事長が挨拶をおこないました。

「総代皆様方におかれましてはお忙しい中、本日の通常総代会にご出席を賜り感謝を申し上げますと共に常日頃より土地改良事業推進に御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年の水稲作付状況を振り返りますと作況指数一〇五となり収穫量は増加し、米価は需給バランスが整い前年より高い価格となりました。夏の高温障害も食味に影響が無くひとめぼれの一等米比率も八〇%以上となり、予想以上の結果をみる事が出来ました。しかし一方で近年基幹水利施設の老朽化に伴い、経年劣化を起因とする故障が顕著に現れております。昨年七月には基幹水利施設の米山揚

水機場二号排水ポンプが故障し、国直轄による突発事故復旧事業で現在も復旧工事が進められております。今回の故障発生を受け、各機場設備の点検内容の拡充等予防保全対策に努めております。また、今年度は政府の電気料金補助政策「激変緩和措置」が五月以降終了となり電気料金の値上がりが予測されることから機場運転管理費及び工事価格への影響が懸念されます。軽減対策として夜間運転を調整するなど削減及び施設の省エネ化への取り組みを実施してまいります。

農政につきましては、水田活用の直接支払交付金のルール変更がなされ、水田の畑地化を進めながら、五年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象水田としない方針が示されました。今年から三年間での水張り実施に向けて、全体への用水供給に影響が出ないよう関係

機関との協議、情報交換を行い計画的な水張り実施に向けて、関係組合員皆様にお願ひして参ります。また第五次男女共同参画基本計画、土地改良長期計画で示された女性役員の登用に関しましては理事会等で協議し員外から女性理事二名を登用する方向で検討しており、総代・役員協議会で示した行動計画に沿って進め令和八年度の役員改選までに実現したいと考えております。

このような様々な課題を一つ一つ解決しながら役員一丸となり土地改良区の健全運営に取り組んで参ります。

組合員の皆様が安心して営農を行うために不可欠な用水供給と地域住民皆様の生活に重要な役割を持つ農業・農村の有する多面的機能効果に携わる土地改良区として、その一助になるよう日々努力を重ねて参りたいと考えております。

今後も総代皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本日は第一号議案から第十二号議案まで上程しております。慎重審議をお願いし全議案ご承認いただきます様お願い致します。」と挨拶し、議長に佐々木富男総代を選任し、議案審議が行われ、提出議案十二件が慎重審議の上、原案のとおり可決承認されました。

議決事項

計画の承認について

▼**第四号議案** 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）受託業務の承認について

▼**第五号議案** 水利施設等保全高度化事業実施計画の承認について

▼**第六号議案** 令和五年度長期借入金及び償還方法（農業競争力強化農地整備事業）の一部変更について

▼**第七号議案** 令和五年度一般会計補正収支予算の議決について

▼**第八号議案** 令和六年度長期借入金及び償還方法（農業競争力強化農地整備事業）について

▼**第九号議案** 令和六年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼**第十号議案** 令和六年度リース契約の締結承認について

▼**第十一号議案** 令和六年度一般会計収支予算の議決について

▼**第十二号議案** 令和六年度賦課金及び用水使用料の徴収について



議長に選任された 佐々木富男 総代



挨拶を述べる星理事長

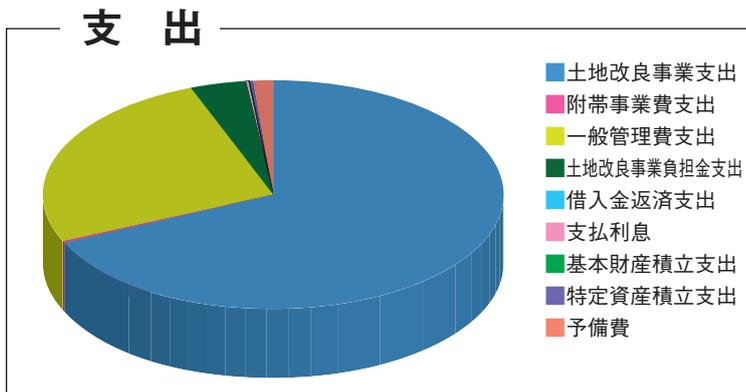
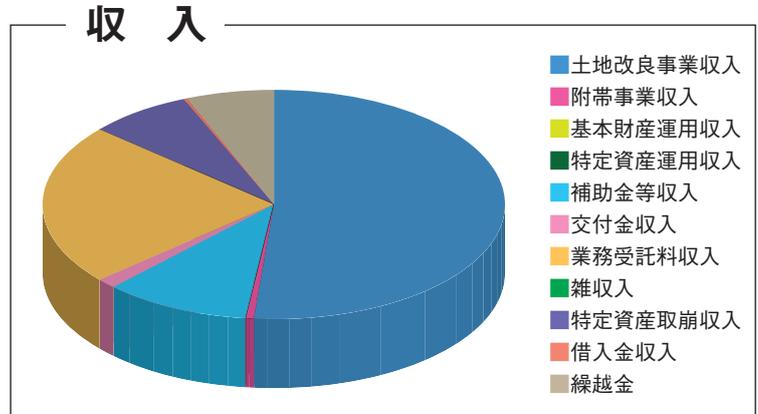


審議の様子

令和6年度 一般会計予算

予算額 767,509,000円

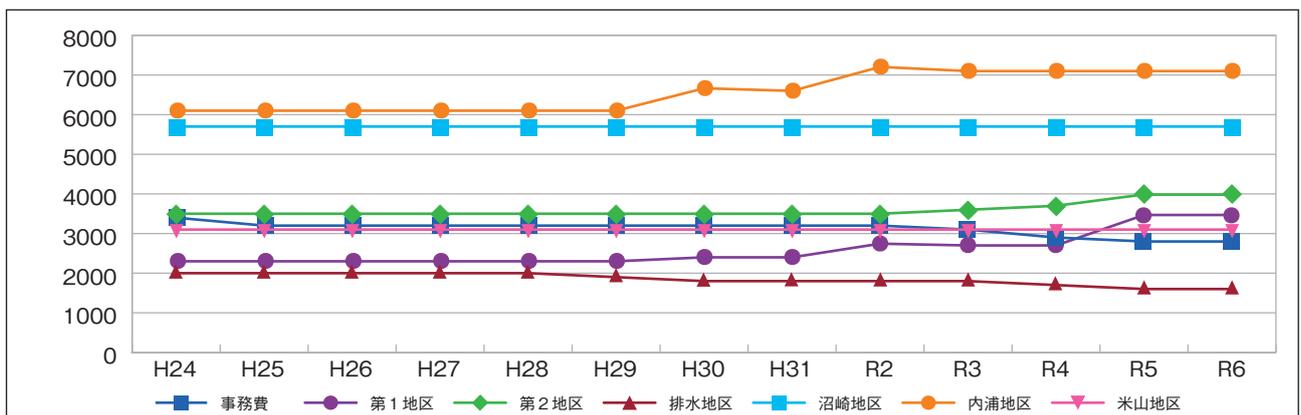
項目	予算額
土地改良事業収入	394,480,764
附帯事業収入	5,245,000
基本財産運用収入	1,200
特定資産運用収入	30,000
補助金等収入	78,009,000
交付金収入	11,880,000
業務受託料収入	174,529,700
雑収入	14,259
特定資産取崩収入	56,382,077
借入金収入	1,437,000
繰越金	45,500,000



項目	予算額
土地改良事業支出	524,092,900
附帯事業費支出	2,490,000
一般管理費支出	197,432,000
土地改良事業負担金支出	30,134,000
借入金返済支出	833,097
支払利息	176,935
基本財産積立支出	1,001,200
特定資産積立支出	2,060,000
予備費	9,288,868

区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
事務費	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	2,800
第1地区	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,700	2,700	2,700	3,300	3,300
第2地区	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,700	3,700	4,200	4,200
排水地区	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700	1,600	1,600	1,600
沼崎地区	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内浦地区	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600	6,600	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
米山地区	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,200	3,200



令和6年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	令 和 6 年 5 月 1 5 日	令 和 6 年 5 月 3 1 日	40%
第 2 期		令 和 6 年 1 0 月 1 5 日	30%
第 3 期		令 和 6 年 1 2 月 2 日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

2) 用水使用料、沼崎・大平地区事務費及び償還金

令和6年10月1日発布、令和6年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

用水使用料を除いた賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金			維持管理賦課金		
事 務 費	田	2,800	第 1 地 区	3,300	
	畑	1,400	第 2 地 区	4,200	
償 還 賦 課 金			排 水 地 区	1,600	
野 谷 地 区	0	△ 360	排 水 地 区 1 / 2	800	
城 内 地 区	730	△ 570	沼 崎 地 区	5,700	
			沼 崎 地 区	2,000	
			内 浦 地 区	7,100	
			米 山 地 区	3,200	

沼崎・大平地区 (単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料
事務費及び償還金	500

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	2,800	第 2 地 区	2,100	内 浦 地 区	4,970
第 1 地 区	1,650	排 水 地 区	800	米 山 地 区	1,440

【 皆様の御協力で11年連続で賦課金納入率100%となりました! 】

《 延滞金 について 》

- ・ 納期限を過ぎますと法令等に基づき延滞金が発生します。
また、督促状を発送した場合は督促手数料（郵便料金相当額に100円を加えた額）を徴収いたします。
- ・ 納期内に納入いただきますようお願いいたします。
- ・ 都合により納付が遅れる場合は必ずご連絡ください。
(再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。)

目指せ！納入率100%！
完納にご協力をお願いします！



諸変更手続きは速やかにお願いします！

下記の場合、組合員資格得喪通知書の届出が必要となります。

○ 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

○ 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき。

○ 農業者年金を受給される時

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

○ 農地を農地以外に転用するとき

地区内にある農地を宅地等に転用するとき或いは道路等公共用地に買収されたとき。

○ 開田を作付けまたは休耕したいとき

作付けしていた開田を休耕したいとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

○ 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、総務課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用を申請される場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

令和6年度農地転用決済金

地区名	10aあたり決済金	地区名	10aあたり決済金
第1地区	43,144円	内浦地区	105,630円
第2地区	57,526円	米山地区	46,616円
排水地区	24,299円	野谷地地区	0円
沼崎地区	沼崎区	城内地区	0円
	大平前区		

《農地転用決済金とは》土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請を行う場合に、意見書*の交付と同時に納めていただく金額になります。農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう、事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払っていただくものです。

*意見書とは、農業委員会に提出する「農地転用の計画について確認し、土地改良区の受益地から除外しますので農地転用してもかまいません。」という内容のいわば土地改良区からの承諾書のようなものです。

口座振替による領収書発行の 廃止のお知らせ

これまで、賦課金を口座振替させていただいた場合や当改良区の口座に振り込んでいただいた場合にも領収証を発行していましたが、令和6年度納入の賦課金より、現金納付の場合に限って領収証をお渡しすることになりました。

口座振替の方の領収書については、口座振替後の通帳の記帳及び振込控えをもって代えさせていただきます。(課税所得控除証明書(農業所得申告書)については、これまで通り発行いたします。)

ただし、口座振替や振込入金の場合でも、領収証をご希望の方にはお送りしますので、総務課賦課徴収係までご連絡をお願いします。

職員の配置

総務課

総務課総務係 主査 木村 祥多		総務課長 小野寺誠毅	
【賦課徴収係】	主査 千葉 祐市	主査 鈴木 翼	【総務係】
	主査 佐藤 洋子	主査 小俣日向歩	
		主査 安倍 良則	【会計係】
		主査 渡邊 美咲	
		主査 田代 ゆか	プリンター

事業課

【事業係】				事業課長 門馬 利幸
事業係(有期) 主事 菅原久美子	事業係(有期) 主事 菅原 久	事業係主事 渡邊 多聞	事業係主査 三浦 芳晴	
施設管理係 主事 千葉 朱大	施設管理係 主事 尾形 悠真	施設管理係 主事 鈴木 隆太	施設管理係 技師 芳賀 裕樹	課長補佐 佐々木友隆
【施設管理係】				
【維持管理係】				
維持管理係 主事 高橋 嵐馬	維持管理係 技師 田口 大河	維持管理係 技術主査 菅間 英樹		
維持管理係 主事 千葉 天愛	維持管理係 技師 今野 翔太	維持管理係 技師 佐久間貴志		

維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 配水計画について

▼ 用水開始に伴う点検揚水

- ① 4月24日（水） 午前9時～ 米山揚水機場、午後1時30分～ 南方揚水機場
 - ② 4月26日（金） 午前9時～ 山吉田揚水機場、午後1時30分～ 西館揚水機場
- ※ほ場に水が入らないよう、水口管理をお願いします。

▼ 本田用水

4月28日（日）から8月31日（土）を用水期間とします。基幹機場は午前6時開始とし、補助機場については、水源を確保出来次第順次開始といたします。ただし、長沼ダムからの取水区域は、5月1日開始とします。
※各区域に委託管理者を配置し用水量の効率的調整を行います。それでも調整が困難な箇所については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整

気象情報・降雨量や受益地内の状況を把握し、事前排水を実施し冠水被害の未然防止に務める。また、非常時に備え常に点検整備を行います。

◆ 用排水施設の管理について

▼ 水路の清掃と管理

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

◆ 電力料金高騰に伴う軽減対策

▼ 6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日及び夜間停止

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛けるとともに効果的節電を図るため、6月1日より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。また、穴山揚水機場については毎週月曜日と水曜日に週2回、用水供給の休止日を設けます。

なお、今年から6月以降について水曜日休止日とは別に、補助機場につきましては、原則夜間（午後6時～午前6時まで）休止することとなりました。

組合員皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、計画的な水利用をお願いいたします。

基幹揚水機場	火曜日午後6時～水曜日午後11時まで
穴山揚水機場	日曜日午後6時～火曜日午前3時まで、火曜日午後6時～木曜日午前3時まで
その他の機場	火曜日午後5時～木曜日午前6時まで、 <u>夜間（午後6時～午前6時まで）休止</u>

連絡先：迫川沿岸土地改良区 TEL0220-58-2024（用水期間中は土日祝日対応）

用水の節水

用水は、国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水しているため、水量には限りがあるので、効率的な用水運用にご協力をお願いいたします。また、**今年は栗駒山の積雪量が観測史上2番目に少なく、用水時期の水不足が予想され、例年通りの用水供給を維持するのが大変厳しい状況となります。**

組合員皆様には今まで以上に流水状況をご確認いただき、末端まで効率的な配水が出来ますよう、節水と調整にご留意願います。

また、「掛け流し」は絶対に行わないことや「水口板の調整」の協力についても関係耕作者でお声掛けいただきますよう併せてお願い申し上げます。

基幹揚水機場（米山・山吉田・西館）の許可水利権

代かき期：4月28日～5月10日

普通かんがい期：5月11日～用水終了まで

※代かき期の6～7割程度の取水量となります。

用排水施設の自己補修のお願い

用水開始前には、ほ場周辺水路を事前確認していただき、漏水想定箇所については、資材（コーキング・モルタル等）を支給いたしますので、自己補修対応のご協力をお願いいたします。

なお、資材の支給につきましては、事前にご連絡をお願いいたします。

連絡先：事業課 維持管理係 高橋・千葉

個人管理の範囲

用水水口・落水口・暗渠水閘の破損、畦畔・排水法面の崩れなどは、個人管理部分となります。また、耕作する農地と周りの道路水路を各々（または関係耕作者）で地先管理（除草・泥上げ）をお願いします。

周りの迷惑とならないよう、日ごろから農地、農道、水路の管理をお願いいたします。

工事箇所の申請

8月下旬から9月上旬までに連絡委員（連絡委員がない地区は直接土地改良区へ）を通じて組合員皆様から**工事要望の申請**をいただき、**工事委員及び職員が現地を確認し、採択・不採択の協議を行ったのちに工事施工**となります。

そのため令和6年度に申請した工事は、令和7年度以降の工事施工となりますが、近年の物価高騰に伴い、工事単価の高額化により、工事計画の遅延が発生しております。

組合員皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※工事要望の結果については、現地確認時にその場で連絡委員に伝え、申請いただいた組合員に報告していただくようお願いしております。

21世紀土地改良区創造運動

当土地改良区では、子供たちを中心とした地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、21世紀土地改良区創造運動並びに農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開しています。

農業水利施設見学・用水路壁画アート 参加を募集します！

農業水利施設見学

中央制御室



用水路壁画アート



高石揚水機場



活動場所



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動期間：7月～10月

【組合員の皆様、地域の各種団体等への
呼び掛けをお願いします。】

〈問い合わせ〉
事業課事業係 三浦

令和7年度委託管理者 (機場運転手・水路管理人) の募集!!

当土地改良区で管理している農業水利施設(揚水機場、用排水路)の委託管理者を随時募集しております。ご興味のある方は、土地改良区へ直接お問い合わせをお願いいたします。

業務内容：機場運転管理業務(用水のくみ上げ、雨天緊急時排水運転等)
水路監視業務(水路の水量の調整)
機場藻揚げ業務(用排水取込口のごみ揚げ、分別)等

委託期間：4月15日～9月15日

〈問い合わせ〉
事業課 佐々木

水田活用の直接支払交付金活用の皆様へ

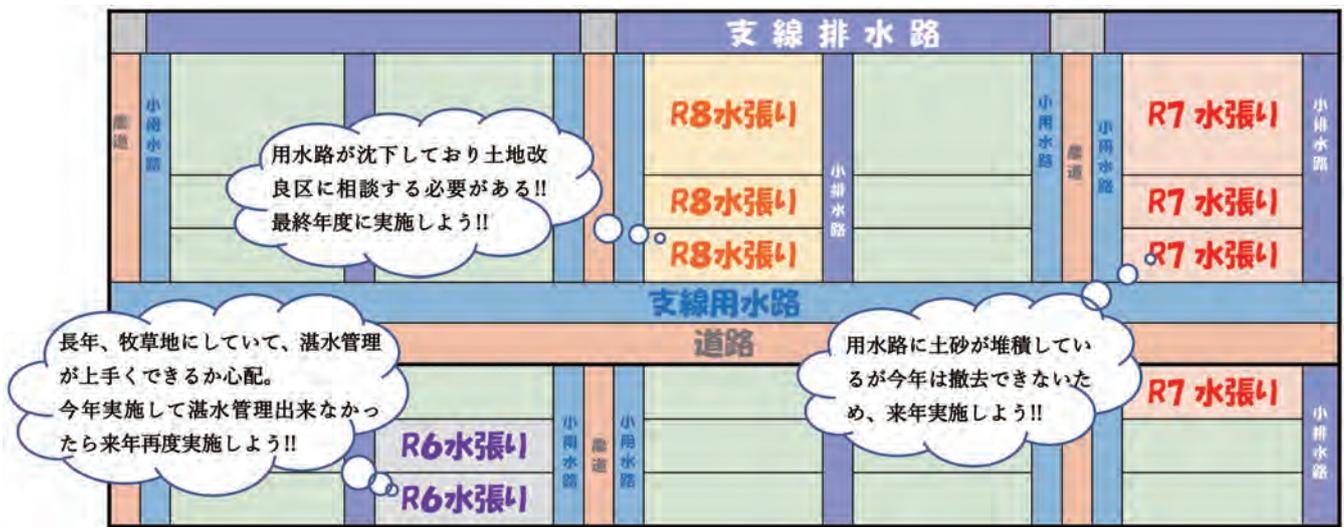
令和8年度までに一度も水張りが行われなかった農地は、令和9年度以降交付対象水田から除外されます。

長年、転作が行われている農地では、湛水管理に苦慮する農地や用水路に土砂の堆積または破損や漏水などで、用水不足が原因となり水張りの認定がされない事案が発生することが懸念されます。そのため残り3年間で農地の状況、用水路や暗渠水閘の状況をご確認のうえ計画的な水張りを実施していただきますようお願いいたします。

なお、農業水利施設の不具合で水張りが困難な地区につきましては、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

※水張り実施年に相談があった場合、対応できない場合があります。また、土地改良区では交付金に関する補償はできかねますので、あらかじめ申し添えます。

水張り計画イメージ



ため池事故防止にご協力を!!

み ち か い け

身近なため池

キケン

です!

【ため池事故防止】
まもろうね!ためいけルール
(Youtubeに接続されます)

動画公開中

宮城県農政部 農村振興課・農村整備課・農村防災対策室

まも
守ろう

ため池ルール

1. 危険なため池に近づかない
2. フェンスの中に入らない
3. 遊んだり、釣りをしない

水難事故防止に ご協力をお願いします

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土地区改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校への呼びかけを行っておりますが、水難事故を未然に防ぐため、水路付近で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けをお願いします。

表彰紹介

全国土地改良功労者表彰

令和六年三月二十六日開催の第六十五回全国土地改良功労者表彰において当土地改良区の職員が個人表彰を受賞しましたので紹介します。

事業課 菅間 英樹

人事往来

◎連絡委員・納入組合長

伊藤 栄彦(古宿)

佐藤 修(斉藤)

鈴木 弘毅(本田)

◎納入組合長 佐藤 孝志(平貝)

【敬省略】

◎職員

○令和六年四月一日付

・総務課 賦課徴収係 主査

千葉 祐市

(総務課 賦課徴収係 主事)

・事業課 事業係 主査

三浦 芳晴

(事業課 事業係 主事)

・事業課 維持管理係 技師

今野 翔太

(事業課 施設管理係 技師)

《新規採用職員紹介》

・総務課 総務係 賦課徴収係 主事

渡邊 美咲



早く仕事を覚え、少しでも地域の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張っていきます。皆様よろしくお願ひします。

・事業課 事業係 主事

渡邊 多聞



早く仕事を覚え、地域の皆様に貢献できる人材になるため、自分の行動に責任を持って取り組みます。皆様よろしくお願ひいたします。

・事業課 施設管理係 主事

千葉 朱大



一日でも早く仕事を覚えて、地域の皆様のお役に立てるように責任を持って頑張りたいと思っています。よろしくお願ひします。

